

保育者養成校における「運動遊び」に関する研究（その1）

堀 建治・松本 亜香里

A Study of “Physical Plays” for Nursery and Kindergarten Teachers Training School

Kenji HORI and Akari Matsumoto

This study is an overview of the essay Nursery and Kindergarten Teachers Training program focus on “Physical Plays”. In Japan, nursery care guidelines were revised kindergarten education guidelines in 2008. With the revision of the guidelines child care nursery, the nursery also revised training curriculum, new curriculum was initiated in 2011. The purposes of this study are the following two points. One is to consider the results of previous studies. Second, caregiver training schools are intended to examine whether people want to send out to society with what capacity. It returns to play that is child's starting point, and we would like to advance child's physical conditioning.

1. 研究の目的

2008(平成20)年3月、幼稚園教育要領(以下『要領』と略称)、保育所保育指針(以下『指針』と略称)が約10年ぶりに改められた。特に『指針』の改定は保育所における保育の方向性が変化することはいうまでもなく、保育の現場を担う保育士を輩出する保育士養成校(以下「養成校」と略称)に対しても保育士養成課程の見直しが迫られることがこれまでの流れから自明となっている。実際に2011年4月から新カリキュラムによる保育士養成が開始されている。

本研究では『要領』、『指針』の改正が行われ、保育、そして子どもにかかわる方向性が変化するなかで、保育士及び幼稚園教諭を含んだ保育者養成の方向がどのような形で今後推移するのだろうか。またそれに対応するために「養成校」はどのようなカリキュラムを構築して、人材養成にあたっていく必要があるのか。てかがりとして「運動遊び」に焦点を当てて、「養成校」のあり方や保育者養成の姿を検討することを目的とする。

検討に当たり、以下の2つの報告から検討、考察する。

(1) これまで「養成校」において「運動遊び」がどのようにとらえられてきたのか、先行研究での成果を含めて検討する。

(2) 改訂『要領』及び改訂『指針』で改正今後、どのような形での科目展開が考えられるのか、あるいは「運動遊び」を通じて、どのような人材を養成していくことが望まれるのかを改訂「要領」及び改定「指針」での記述を通して検討する。

なお本研究は研究の結果と考察について堀が担当し、先行研究と『要領』及び『指針』の分析

について松本が担当した。

2. 研究の方法

研究の方法については以下のとおりである。

(1) 「運動遊び」について、過去、日本保育学会で発表された「幼児体育」、「運動遊び」と保育者養成にかかわる研究の主要なものを抽出し、「養成校」においてどのような形で「幼児体育」、「運動遊び」の展開が望まれるのか、また「運動遊び」を指導・援助する保育者にどのようなことを身につけることが期待されているのかを取り上げ、考察する^(註1)。

(2) 2008(平成20)年3月に示された『要領』及び『指針』と「養成校」で開講されている「運動遊び」にかかわる項目を列挙した上で、「養成校」においてどのような点に留意して指導にあたればよいかの考察を行った^(註2)。

3. 研究の結果と考察

3・1. 現行「養成校」の教育課程上における「運動遊び」の位置づけ

「運動遊び」の位置づけについて、幼稚園課程及び保育士養成課程とのそれは異なる。幼稚園教諭免許を取得する場合、教育の基礎理論や教職の意義、あるいは教育方法を学ぶ科目群である「教職に関する科目」と各校種で定められている教科について学ぶ「教科に関する科目」が設定されている。「運動遊び」の場合は「教科に関する科目」内に位置づけられる^(註3)。「教科に関する科目」については2種免許状の場合は4単位、1種免許状の場合は6単位の取得が学生に対して義務付けられている。そして「教科に関する科目」の開設数が文部科学省の規程により詳細に定められている^(註4)。どの教科を設置するかは「養成校」の任意とされているのだが、大半の「養成校」では保育実習・教育実習、あるいは就職に直結する形で実技系教科である「音楽」、「図画工作」、「体育」の教科が開設されている。

ところで本研究で中心となる「運動遊び」は教科上の区分では体育という科目となる。「養成校」によっては「体育」との科目名称を用いているところもあるが、小学校の教科研究科目と誤解されることや、いわゆる一般教育としての「体育」と混同されるところから「幼児体育」、「子どもの体育」、「運動遊び」等の科目名称を付している「養成校」も存在する。

保育士養成課程については、2011年の保育士養成課程変更前と後では状況が変化してきている。養成課程変更前は、保育士資格の必修科目として「基礎技能」科目が設置されていた。これは幼稚園課程の「教科に関する科目」に相当するものであり、具体的には音楽、図画工作、体育等の科目が充当されていた。しかし一般の養成課程の変更に伴い「基礎技能」の名称から「保育表現技術」^(註5)に改められ、事実上、音楽、図画工作、体育等の名称が消滅することとなった^(註6)。「基礎技能」及び「保育表現技術」は演習4単位の履修が必修とされているが、科目名称や単位配分等は「養成校」の任意となっている。

3・2. これまでの「養成校」における「運動遊び」の位置づけ—先行研究の検討から

3・2・1. 授業における「運動遊び」の位置づけ

鈴木は1998、1999年の2年に亘り「養成校における幼児体育の在り方」について自身の授業実践を踏まえた発表を行っている⁽¹⁾⁽²⁾。鈴木は体育という言葉のイメージを学生から尋ね、体育のあり方についての方向性を示している。そこで鈴木は養成校における幼児体育のあり方として

以下の3点を指摘する。

- (1) 学生が体育の楽しさを実感し、再認識できること
- (2) 体育遊具について、その認識や使用法を柔軟的に考えられるような可能性を試みること
- (3) 必要なときに必要なことができる保育者を育成する幼児体育であること

鈴木の場合は授業で「楽しさ」を感じさせることに意識が集中してしまった感がある点を指摘し、大きな反省材料と述べている。筆者らも「運動遊び」を検討するうえで「楽しさ」はキーコンセプトとしてとらえているところであるが、実際に「楽しさ」とは何であるのか、そして保育者である大人も、あるいは保育者が対象とする子どもも「楽しさ」が共通化できるのかどうか、検討が必要となるであろう。この点については後述する。

3・2・2. 実習における「運動遊び」の位置づけ

保育実習・教育実習において「運動遊び」「体育」を取り上げ、そこから保育者養成の方向性に関して論述した研究に武山らの「幼稚園における教育実習と体育関連教科目との関わりについて」⁽³⁾、黒岩の「保育所実習における運動遊びについて」⁽⁴⁾⁽⁵⁾、松原の「保育者養成における運動遊びに関する考察」などがある⁽⁶⁾。

武山らは「養成校」における専門的学習がどのような形で個々の学生に影響を及ぼしているかを検討している。体育関連科目と実習評価との関係では有意差は認められるものの、相関関係の高さは認められないとの結論を呈している。黒岩は学生がどのように子どもの遊びとかかわっているのか、そして体育の演習授業が実習とどのように関連したかを解明している。授業での体育教材の体験は実習に有益になるが模擬授業での経験は限定的であるとの結論を示している。松原は授業での体験を実習の場で学生がどの程度実践しているか、そしてそれを保育の深まりにどのようにつなげていけるかを記述式で明らかにしている。松原の調査では、76%の学生が何らかの幼児体育を実習で実践しており、そこから学生は指導計画通りに進まなくとも子どもたちが喜ぶ姿を目の当たりにして向上心が湧くなど、幼児体育の効用を指摘する。いずれの研究もその背景として子どもの遊び環境の変化により、保育現場での「運動遊び」の重要性が叫ばれるとともに、「養成校」における「運動遊び」がどのような貢献をしようかという方向性を論じている。その点からも「運動遊び」が「保育現場」に加え、「養成校」にとってもきわめて有効的なものとして貢献する証左といえるものである。

3・3. 『要領』及び『指針』と「運動遊び」の関連性

日本保育学会第61回大会において「改訂幼稚園教育要領と改定保育所保育指針」と銘打って、準備委員会企画の下にシンポジウムが行われたことは記憶に新しいところである⁽⁷⁾。

新『指針』が告示された同日、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長名にて「保育所保育指針等の施行等について」との通知が都道府県知事、政令都都市市長、中核市市長宛になされた。その通知において保育の内容の質を高める観点から「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」が策定された旨が示された。そこでは保育士等の資質や専門性の向上が示されており、具体的には保育士資格や養成の在り方の見直しを行うことを国に対して求めており、現実には2011年に新カリキュラムに基づく保育士養成課程が開始された。また幼稚園教員養成でいえば、いわゆる教員免許状の更新制度が導入されることに伴い、若干ではあるものの教職課程の手直しが行われたのだが^(註7)、免許更新制度そのものが保育者養成に影響を及ぼすことは予測の範囲内でもある。

ところで子どもにかかわる方向性が変化するなかで、保育士及び幼稚園教諭を含んだ保育者養成の方向がどのような形で今後推移するのであろうか。またそれに対応するために「養成校」はどのようなカリキュラムを構築して、人材養成にあたっていかなければならないのか。以下では改訂「要領」及び改定「指針」での記述を通して検討するとともに、今後、どのような形で「運動遊び」の展開が考えられるのか、そして「運動遊び」を通じて、どのような人材を養成していくことが望まれるのかを言及する。

3・3・1. 『要領』における「運動遊び」の位置づけ

今回の改訂『要領』及び改定『指針』の特徴として、いわゆる保育内容の統一化が図られている。特に改定『指針』では『要領』の形式である「大綱化」に沿った形でまとめられている。「運動遊び」は主に領域「健康」を基幹として展開される。ここでは紙面の都合上、『要領』における領域「健康」に注目する。

領域「健康」の「ねらい」として以下の3点が示されている。

- (1) 明るく伸び伸びと行動し、充実感を味わう。
- (2) 自分の体を十分に動かし、進んで運動しようとする。
- (3) 健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

また「内容」について、10項目示されているが、そのうち「運動遊び」と関連する部分を抜粋すると以下のとおりである。

- (2) いろいろな遊びの中で十分に体を動かす。
- (3) 進んで戸外で遊ぶ。
- (4) 様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む。
- (10) 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。

「ねらい」では「運動遊び」の文言がみられないものの、(2)の部分で「運動」という言葉がみられる。ここでいう「運動」とは、走ったり跳んだり投げたりといった運動的な遊びと解される。しかし、「内容」をみると、「運動」もしくは「運動遊び」という文言はみられない。『要領』の解説書の示唆するところでは⁹⁾、狭い意味で運動遊びを限定してしまうのではなく、体を動かすことが楽しい、気持ちよいといった、体全体を使つての遊びとの理解が正鵠を得ていると考えられる。

次に領域「健康」の「内容の取扱い」について5つ示されているがそのうち、「運動遊び」と関連する部分を抜粋すると以下のとおりである。

- (1) 心と体の健康は、相互に密接な関連があるものであることを踏まえ、幼児が教師や他の幼児との温かい触れ合いの中で自己の存在感や充実感を味わうことなどを基盤として、しなやかな心と体の発達を促すこと。特に、十分に体を動かす気持ちよさを体験し、自ら体を動かそうとする意欲が育つようにすること。
- (2) 様々な遊びの中で、幼児が興味や関心、能力に応じて全身を使つて活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身に付け、自分の体を大切にしようとする気持ちが育つようにすること。
- (3) 自然の中で伸び伸びと体を動かして遊ぶことにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、幼児の興味や関心が戸外にも向くようにすること。その際、幼児の動線に配慮した

園庭や遊具の配置などを工夫すること。

「内容の取扱い」(1)(2)では、「体を動かすことの気持ちよさ、楽しさを味わう」ことが強調されている。前述のとおり、「運動遊び」を固定的、限定的にとらえるのではなく、幅広く体を使うことの楽しさやそれを体感できる遊びを追求することが求められている。

3・3・2.『指針』における「運動遊び」の位置づけ

『指針』では『要領』のような領域別の配慮事項ではなく、「保育の実施上の配慮事項」の「保育に関わる全般的な配慮事項」として3歳未満児と3歳以上児に区分されて示されている。特に「運動遊び」に関する事項として、3歳児以上児の配慮事項として

ウ 様々な遊びの中で、全身を動かして意欲的に活動することにより、体の諸機能の発達が促されることに留意し、子どもの興味や関心が戸外にも向くようにすること。
と示されている。

『指針』解説書によると、多くの子どもが戸外で体を動かす経験が減少しているとし、伸び伸びと遊ぶことができるような保育計画の立案や園庭などの環境整備の配慮が求められている⁹⁾。また『指針』解説書によると、第5章「健康及び安全」「(2)健康増進」において、体力づくりができるようにするため、日常的な遊びや運動遊びなどを通して体力づくりができるよう考慮する必要性が述べられている。

3・3・3.『要領』、『指針』における「運動遊び」と保育者養成における「運動遊び」とのかかわり

ここまで『要領』及び『指針』における「運動遊び」の位置づけを概観してきた。両者ともに「運動遊び」が明示されていない。明示がないからという理由で「養成校」のカリキュラムから「幼児体育」や「運動遊び」がなくなるわけではない。では「養成校」における「運動遊び」のレゾナートル、つまり存在意義をどこに見出していけばよいのであろうか。

その解答のひとつとして前述の先行研究から見出すことができる。「運動遊び」を検討するとき、「楽しさ」というキーワードは看過できない。後述するように『要領』、『指針』でも「楽しさ」、「楽しい」という感情が重要視されている。保育の場では「楽しさ」「充実感」「伸び伸び」など、心情、意欲、態度の育成がねらいとしてされている。当然のことながら「養成校」における「運動遊び」のねらいも、「運動遊び」そのものを楽しむ気持ちを育むことが中心となる。これは鈴木も強調していることでもある。ただし「楽しさ」をどのようにとらえるのか、あるいは「楽しさ」とはそもそも何を指すものなのかを慎重に検討する必要がある。

もうひとつの意義として、様々な「運動遊び」の獲得と指導法の検討が挙げられる。『要領』、『指針』において具体的な運動種目や活動、遊びが示されていない。その代わりに「いろいろな遊び」とされている。子どもに提示される「運動遊び」の教材として何が考えられるか。また教材そのものの提示のしかた、効果的な援助及び指導方法を身に付けることは保育者の専門性として要求される重要な資質でもある。「養成校」は専門性を担保する教育機会として「運動遊び」の意義をより追求していかなければならない。

4. 今後の課題 — 「運動遊び」と「楽しさ」とかかわりから

保育の場面では、「楽しさ」という概念は運動遊び以外にさまざまな場面で用いられる。前述のとおり、「運動遊び」と「楽しさ」のかかわりはひとつ解明されてきていない現状がある。ここで

は「楽しさ」がどのようなものであるか、あるいは「楽しさ」そのものが何を指すのかを先行研究の検討しつつ、まとめたい。

4・1. 「楽しさ」の意味

保育のねらいとして「楽しさ」を味わうものはいくつか設定されている。たとえば「幼稚園教育要領」における領域「表現」のねらいとして「感じたことや考えたことを自分なりに表現して楽しむ」、「生活の中でイメージを豊かにし、様々な表現を楽しむ」などが見られる。また内容では領域「健康」では「様々な活動に親しみ、楽しんで取り組む」など、他領域においても「楽しさ」は散見される。

ところで一般的に「楽しい」という言葉にはどのような意味が含まれているのであろうか。「楽しい」あるいは「楽しさ」には、ワクワク感、何かに対する期待感が中心となっている。ところで、「楽しい」という言葉を辞書で調べてみると、以下のような意味が記されている。

- ①心が満ち足りて、うきうきするような明るく愉快的な気分である。
- ②食物などが十分にあって快い。
- ③富んでいる。豊かである。

ワクワク感は、まさに①を示しているともいえる。「楽しさ」とは語義として、自分の行動を通して持続的に感じる快さをいう語ととらえることができる。しかしながら、保育の場面で「楽しさ」を考える場合、持続的に感じる快さが何を指すものか、これだけでは明確とはならない。

4・2. 「楽しさ」へのアプローチ

岸井は「遊び」の観点から「楽しさ」を考察している⁽¹⁰⁾。岸井は、ねらいの厳格化・明確化、あるいは保育の理論化や科学的なものが求められるなか、「楽しさ」のような情緒的、あるいは心情的なものこそが必要ではないかとの見地から「楽しさ」を保育の中心概念のひとつとしてとらえた。そして、何が子どもにとって「楽しいか」について、以下の10項目にまとめている⁽¹⁰⁾。

- ①したいことをする楽しさ(自発・主体性の発揮)
- ②全力をあげて活動する楽しさ(全力の活動)
- ③できなかったことができるようになる楽しさ(能力の伸長)
- ④知らなかったことを知る楽しさ(知識の獲得)
- ⑤考え出し、工夫し、作り出す楽しさ(創造)
- ⑥人の役に立つ・よいことをする楽しさ(有用・善行)
- ⑦存在を人に認められる楽しさ(人格の承認)
- ⑧共感する楽しさ(共感)
- ⑨よりよいものに出会う楽しさ(出会いと認識)
- ⑩好きな人とともにある楽しさ(愛・友好)

4・3. 「楽しさ」の本質とは

岸井の指摘する「楽しさ」の概念は、子どもであれ、大人であれ同じとし、特に人間の原型である幼児は、その楽しさに対して極めて純粋であることによるとしている。「楽しさ」の本質が純粋さの発露ということであれば、その「楽しさ」の本質は何を示すであろう。そして純粋さの発露ということであれば、「楽しさ」以外、感情面に関して、同様のことが指摘されるであろう。

4・4. 今後の課題

今回、「要領」、「指針」を通じて、保育者養成における「運動遊び」の方向性を検討した。今後は幼稚園及び保育所において、どのような「運動遊び」が求められているのか、保育現場の視座を含めることが鍵となるものと思われる。また「運動遊び」を指導・援助する保育者にどのようなことを身につけることを期待するのか、アンケート調査等で探っていくことで、「養成校」における「運動遊び」の存在意義を探る努力が求められる。同時に「楽しさ」については、若干ながら先行研究の成果を援用して方向性を検討したが、十分とはいえない。

哲学者カントは、経験は経験以上を知り得る事ができず、原理は原理に含まれる事以上を知り得ないことと論じている。「楽しさ」という経験を乗り越える理論構築は困難な作業ということになるのだろうか。今後の課題として、「楽しさ」を、さらに理論的側面を補完しつつ、深化する方向を模索することが求められるであろう。また「運動遊び」に特化される「楽しさ」とはどのようなものであるかを具体的に掘り下げるとともに、「楽しさ」の構造化、あるいは構造モデルについても提案する方向である。

<注>

(注1) 乳幼児を研究対象としているが、研究結果として保育者のあり方など、「運動遊び」について保育者養成と関連しているものについては対象として含めることとした。

(注2) 「運動遊び」という用語は『要領』、『指針』ともに直接、登場しない。本研究では体を動かす遊び全般を「運動遊び」と扱い、考察対象とした。

(注3) 幼稚園養成課程の場合、いわゆる「教科」が存在しないため、小学校における「教科」関わる授業科目もしくはそれに準ずる科目の開設が、文部科学省の「教職課程認定基準」により求められている。開設する授業科目は、国語、算数、生活、音楽、図画工作、体育及びこれら科目に含まれる内容を合わせた内容に係る科目その他これら科目に準ずる内容の科目となっている。

(注4) 2種免許状の課程認定を受ける場合は4教科以上、1種免許状の課程認定を受ける場合は5教科以上の科目ごとに授業科目が開設されなければならないと「教職課程認定基準」で規定されている。

(注5) 名称変更の理由は、従来の「基礎技能」から、保育における表現に係る保育技術を学ぶ科目であることをより明確に示すためとの理由が付されている。特に、「表現」を広く捉え、子どもの経験や保育の環境を様々な表現活動に結びつけたり、遊びを豊かに展開するために必要な技術を習得できるようにするとのねらいから名称変更がなされた。なお、「保育表現技術」の学習内容として、身体表現、音楽表現、造形表現、児童文化財等にかかわる保育の表現技術が明示されている。

(注6) 保育士養成課程において、音楽、図画工作、体育の名称は「保育表現技術」として収斂されていることとなり、消滅したと表現して過言ではない。しかし、これらの科目が「養成校」から完全に消滅したわけではない。幼稚園科目における「教科に関する科目」との整合性もあり、音楽、図画工作、体育という科目と名称そのものを残したり、「保育表現技術（音楽）」のように括弧書きとしてその名称を残している事例も散見される。幼稚園科目との整合性という点では、現在、検討がなされている「保育教諭（仮称）」制度との確立から論じられることが予想される。

(注7) 教職課程の変更については、2009（平成21）年4月に教育職員免許法が改正された。これ

により「総合演習」に代わり「教職実践演習」（2単位）が新設され、2010（平成22）年4月入学生から適用となった。新設科目の目的は教員として必要な知識技能を修得したことを確認することで、免許授与の段階で教員としての適格性を判定するため、事例研究やロールプレイ、模擬授業を取り入れながら演習形式で行われる。教職課程の「総仕上げ」として位置づけられており、通常は、2年課程の場合は2年次後期、4年課程の場合は4年次後期に開講される。そして「教職実践演習」を履修するにあたっては教職課程履修者には「履修カルテ」の作成が求められている。「履修カルテ」とは各自が教職課程のなかで何を学んできたのかを振り返るとともに、何が不足しているかを自分で考えるためのてがかりとなるためのものとされている。これは教職免許更新制度とも深く関わっている。

<引用・参考文献>

- (1)鈴木隆「養成校における幼児体育の在り方について」
（『第51回日本保育学会大会研究論文集』、2009年5月）
- (2)鈴木隆「養成校における幼児体育の在り方についてその2」
（『第52回日本保育学会大会論文研究集』、1999年5月）
- (3)武山隆子他「幼稚園における教育実習と体育関連教科目との関わりについて その1」
（『第39回日本保育学会大会研究論文集』、1986年5月）
- (4)黒岩英子「保育所実習における運動遊びについて」
（『第55回日本保育学会大会研究論文集』、2002年5月）
- (5)黒岩英子「保育所実習における運動遊びと短大における体育時の運動遊び」
（『西南女学院短期大学研究紀要』第49号、2003年、pp.29-34）
- (6)松原敬子「保育者養成における運動遊びに関する考察」
（第56回日本保育学会大会研究論文集、2003年5月）。
- (7)準備委員会企画シンポジウムI「改訂幼稚園教育要領と改定保育所保育指針－保育内容・方法の質の向上の視点から－」（『第61回日本保育学会大会発表論文集』、2008年5月）
- (8)文部科学省『幼稚園教育要領解説書』文部科学省、2008年
- (9)厚生労働省『保育所保育指針解説書』厚生労働省、2008年
- (10)岸井勇雄『幼児教育課程総論』同文書院、1990、PP.105-113.

<付記>本研究は2009年第62回日本保育学会大会から2011年第64回大会まで3回に亘って発表したものに加筆修正を加えたものである。なお、題目は以下のとおりである。

- ① 堀建治・松本亜香里「運動遊びに関する研究（その1）－新「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」と保育者養成とのかかわりを中心に－」（第62回日本保育学会、2009年5月）
- ② 堀建治・松本亜香里「運動遊び」に関する研究（その2）－「日本保育学会」における発表論文と保育者養成とのかかわりを中心に－（第63回日本保育学会、2010年5月）
- ③ 堀建治・松本亜香里「運動遊び」に関する研究（その3）－「楽しさ」の考察を中心に－（第64回日本保育学会、2011年5月）